

！ ご注意ください

海外で遺伝資源を手に入れるときには、その国のABS規制を必ず確認しましょう。
例えばこんな場合もABS規制対象となっていることがあります。

- 自然環境や道端で見つけた生物(所有者がないもの)を研究用に持ち帰る
- 微生物の分離源として土壌・水などのサンプルを持ち帰る
- 海外の研究仲間の好意で現地の遺伝資源(研究試料)を手に入れる
- 海外で一般流通商品(例:食用作物等)を研究試料として使用するため購入して持ち帰る
- 留学生が研究のために自国から遺伝資源(研究試料)を日本に持ち込む

他の研究者や事業者などから海外由来の遺伝資源を手に入れて研究・開発を行う場合も、適法に取得されたものかどうか確認しておくことがトラブル予防につながります。

～遺伝資源を扱う研究・産業に携わる方へ～

名古屋議定書の国内措置

ABS指針

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針

ABS指針に関する担当官庁お問い合わせ先

| | | |
|--|--|---|
| 環境省 ABS指針の運用全般に関すること 自然環境局自然環境計画課 生物多様性主流化室 電話:03-5521-8150 電子メール:bio-abs@env.go.jp | 財務省 酒類、たばこに関すること 国税庁課税部鑑定企画官 電話:03-3581-4161 電子メール:sake.tech@nta.go.jp 理財局総務課たばこ塩事業室 電話:03-3581-4111 | 文部科学省 学術に関すること 研究振興局ライフサイエンス課 電話:03-6734-4378 電子メール:life@mext.go.jp |
| 厚生労働省 医薬品等に関すること 医政局経済課企画係 電話:03-3595-2421 電子メール:bio-abs@mhlw.go.jp | 農林水産省 農林水産業(育種等)及び食品産業に関すること 大臣官房政策課環境政策室 電話:03-6744-2017 電子メール:info_abs@maff.go.jp | 経済産業省 鉱工業(生物化学産業)に関すること 商務情報政策局商務・サービスグループ 生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室 電話:03-3501-8625 電子メール:bio-abs@meti.go.jp |

環境省 ABS ウェブサイト

環境省では、ABS専門ウェブサイトを開設しています。

- 名古屋議定書やABS指針に関する解説
- ABS指針に基づく報告手続きのご案内
- ABS指針に基づく報告の公表
- 諸外国のABS法令等の参考日本語訳
- 関係組織のABS情報提供サイトリンク集



<http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/index.html>

ABS対策支援に関する窓口

<学術・研究分野>

国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム
TEL:055-981-5831 FAX:055-981-5832
E-mail: abs@nig.ac.jp

<産業分野>

(一財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所
海外の遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口
TEL:03-5541-2731 FAX:03-5541-2737

遺伝研 ABS

JBA 生物資源

名古屋議定書の国内措置 ABS指針 - 国際的に信頼される研究開発の推進 -

平成29年7月 初版発行

発行:環境省 自然環境局 自然環境計画課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

監修:磯崎 博司 上智大学客員教授・岩手大学名誉教授
制作:三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
デザイン・レイアウト:CUE(株)
Copyright©2017 Ministry of the Environment, Japan. All Rights Reserved



ABS

遺伝資源の取得の機会(Access)とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Benefit-Sharing)の略称

ABS指針

財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省 共同告示

(遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針)

日本は、平成29(2017)年8月20日から名古屋議定書*の締約国となり、同時に国内措置であるABS指針を施行します。

*「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」

海外遺伝資源の適法取得の報告にご協力をお願いします

適法取得に関する情報の公開を通じ、日本における遺伝資源の利用や研究活動の国際的な信頼性と透明性を高めてまいります。

名古屋議定書とABS指針の考え方

生物多様性条約

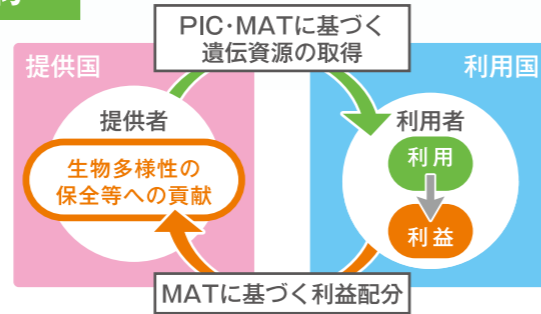
【生物多様性条約に基づくABS基本ルール】

- 遺伝資源の取得に際し、提供国のABS規制に従い当局のPIC*(許可等)を得る*
- 提供者との間でMAT**(契約)を結ぶ
- MATに従って、遺伝資源の取得や利益配分を行う

*PIC: prior informed consent(情報に基づく事前の同意)

**MAT: mutually agreed terms(相互に合意する条件)

※PICを要求しない国では不要



名古屋議定書

【名古屋議定書が締約国に求めること】

提供国として
ABS規制の明確・透明化 (PICを要求する場合)

情報交換の仕組み
国際クリアリングハウス(ABSCH)

利用国として
提供国ABS規制を遵守したことを確認する措置、モニタリング

ABS指針(日本の国内措置)

【提供国としての措置】

日本に存在する遺伝資源の取得に際し、日本政府はPICを要求しない

【利用国としての措置】

- 適法取得の報告
ABSCHにABS規制を掲載している国において取得され、かつPIC発給・MAT設定により国際遵守証明書が掲載されたものを対象に適法取得の報告を求める
- モニタリング
適法取得の報告から概ね5年後に遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求める
- 適法取得の国内外への周知
適法取得及び利用に関する報告の内容を環境省ウェブサイト及びABSCHに掲載

日本の利用国措置の流れ



ABS指針における用語の意味と適用範囲

遺伝資源

遺伝の機能的単位(遺伝子)を含む植物・動物・微生物その他に由来する素材で価値のあるもの

❗ 商業的価値があるものだけでなく学術研究に利用する価値や、将来的な利用価値が見込まれるものも含む

遺伝資源の利用

遺伝資源の遺伝的または生化学的な構成に関する研究・開発を行うこと

範囲外

- 遺伝資源に関する情報(DNA情報等)
- 人工合成遺伝子
- 生化学化合物
- ヒト遺伝資源
- 平成29年8月20日より前に海外から取得した遺伝資源
- 遺伝資源の利用を目的とせずに購入したコモディティ(一般流通品)

範囲外

- 食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)が適用される遺伝資源の利用
- パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み(PIPF)の対象遺伝資源の利用
- 単なる培養、飼育、栽培
- 単なる製造用原材料使用、粉末・抽出物等の配合など

指針が適用されないもの

名古屋議定書の適用範囲を超えるものには、ABS指針も適用されません

❗【注意】提供国ABS規制とABS指針の適用範囲の関係

提供国ABS規制の適用範囲が名古屋議定書の適用範囲を超える場合、ABS指針に基づく報告等は不要になりますが、当該国内における取得に際しては、その国の法令を全て遵守する必要があります。

適法取得および利用に関する報告

適法取得の報告が求められるのは

次の①かつ②に該当する場合は、様式1で報告します。

- ① 提供国法令が適用される遺伝資源を取得して自ら国内に持ち込んだ者
- ② 国際遵守証明書(IRCC)が国際クリアリングハウス(ABSCH)に掲載されたとき

任意で報告できるのは

上記に該当しなくても、適法取得したことを周知したいときは、次の場合に任意で報告することができます。

- A 提供国法令に従い許可等(PIC)を得ている場合であって、ABSCHに当該証明書情報が掲載される前、または、掲載されない場合(⇒様式2)
- B 別の者が提供国法令に従って取得した遺伝資源を譲り受けて国内に持ち込んだ者、または、日本に持ち込まれた後に譲り受けた者(⇒様式1または様式2)

● 提供国法令の確認方法

ABS指針ではABSCHに掲載されたABS規制を提供国法令として適法取得報告の対象とします。

● 遺伝資源に関連する伝統的知識の取得の報告

遺伝資源の利用(研究・開発)のために先住民などの伝統的知識を同時に取得した場合、その手続きの状況も併せて報告します。(遺伝資源の持ち込みを伴わない場合は対象外)

適法取得の報告

国際遵守証明書(IRCC)の掲載日から6ヶ月以内に環境大臣に報告します

<主な報告事項>

- 国際遵守証明書(IRCC)の固有の識別記号(様式1の場合)
- 許可証等に関する情報(様式2の場合)
- 当該遺伝資源の利用に関連する伝統的知識を併せて取得している場合の、先住民・地域社会の同意取得等の状況
- 自ら遺伝資源の利用を行うかどうか
- ABSCH/環境省ウェブサイト提供を希望しない情報

環境省のABSウェブサイトにおいて報告手続きの方法や様式等をご案内いたします。

<http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/index.html>



利用関連情報の報告

報告から概ね5年後、報告者に対し遺伝資源の利用に関する情報提供が求められます

<主な報告事項>(様式3)

- 報告に係る遺伝資源
- 遺伝資源の利用分野
- 遺伝資源の利用継続状況
- ABSCH/環境省ウェブサイト提供を希望しない情報

公表を希望しない情報が掲載されることはありません